

指定通所介護事業所  
四條畷荘デイサービスセンターほほえみ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が設置する四條畷荘デイサービスセンターほほえみ(以下「事業所」という。)において実施する指定通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「通所介護従事者」という。)が、要介護状態の利用者に対し、適切な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者〔地域包括支援センター〕、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者〔地域包括支援センター〕へ情報の提供を行う。

6 「大阪府指定居宅サービス事業所の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府指定居宅条例第115号)を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 四條畷荘デイサービスセンターほほえみ
- (2) 所在地 : 大阪府四條畷市北出町28番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業

所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 通所介護従業者

|         |       |                     |
|---------|-------|---------------------|
| 生活相談員   | 3名以上  | (常勤兼務 3名)           |
| 介護職員    | 14名以上 | (常勤兼務 4名 非常勤兼務 12名) |
| 看護職員    | 3名以上  | (非常勤兼務 4名)          |
| 機能訓練指導員 | 3名以上  | (常勤1名 非常勤兼務 3名)     |
| 栄養士     | 1名以上  | (常勤兼務 1名 )          |

通所介護〔従事者は、指定通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

栄養士は、利用者ごとの栄養ケア計画を作成し、その計画に沿ってサービスを提供すると共に、栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価する。

歯科職員は、口腔指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。  
但し、12月31日から1月3日は除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。
- (3) サービス提供時間  
午前9時から午後5時までとする。

(指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日35名とする。

1単位目35名

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎

(利用料等)

- 第 8 条 指定通所介護を提供した場合の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号)によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に基づきその 1 割または 2 割または 3 割の支払いを受けるものとする。
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、その費用にかかる実費を徴収する。
  - 3 食事の提供に要する費用については、昼食 630 円、夕食 550 円を徴収する。  
(昼食代、内おやつ代として 30 円)
  - 4 その他、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
  - 5 前 4 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
  - 6 指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
  - 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
  - 8 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護にかかわる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
  - 9 事業所は、利用者負担額について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の 2 ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(通常の事業の実施地域)

- 第 9 条 通常の事業の実施地域は、四條畷市、大東市、寝屋川市、門真市、守口市とする。

(衛生管理等)

- 第 10 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第 11 条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(高齢者虐待防止について)

第 12 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
- (3) 従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 指定通所介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者〔地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 15 条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行う。苦情受付担当者は、把握した状況を管理者と共に検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行なうと共に、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します)
- 3 本事業所は、提供した指定通所介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 本事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持と個人情報の保護)

第 16 条 本事業所は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。又、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続する。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。又、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いない。

(身体拘束に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行動は行いません。

ただし、自傷他害等の恐れがある場合（利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるとき）は利用者に対して説明し同意を得たうえで必要最小限の範囲内で行う事があります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントに関する事項)

第 20 条 事業所は、適切な指定通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメント防止に関する指針の策定
- (2) ハラスメントを防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(その他運営に関する留意事項)

第 21 条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 6 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

- この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。
- この規程は、令和5年 1月 1日から施行する。
- この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。